

物価高騰対策支援給付金のご案内

給付額

1世帯あたり **3万円** + 加算(18歳以下の子ども対象) 子ども1人あたり **2万円**

給付対象

①～③ のすべてに該当する世帯

- ① 世帯全員が令和6年1月1日時点で日本国内に住民票がある世帯
- ② 令和6年12月13日(基準日)に野洲市に住民票がある世帯
- ③ 世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯

(※注)ただし、次のいずれかに該当する世帯は、給付金の対象外となります。

- ・住民税が課税されている人の扶養親族等(事業専従者を含む。)のみからなる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯
- ・すでに他の市区町村で同様の給付金を受給した世帯(受給対象であった世帯を含む。)

加算対象

給付対象世帯に属する18歳以下の子ども(平成18年4月2日以後に生まれた子ども)

※対象世帯の世帯員であっても、施設に入所している子どもは除きます。

※令和6年12月14日(基準日の翌日)から令和7年7月31日までに生まれた新生児も給付金の対象となります。この場合、別途給付金の申請が必要です。

※別居監護(世帯から離れて学生寮等に住んでいる)の子どもは対象となります。この場合、別途給付金の申請が必要です。

同封の【確認書】または【申請書】を合わせてご確認ください。

○物価高騰対策支援給付金を受け取るためには確認書または申請書の返信が必要です。

(※確認書が同封されている方が、給付を辞退される場合も、同様に返信してください。)

○同封の記入例を参考に確認書または申請書に必要事項を記入し、添付書類を合わせて同封の返信用封筒にて下記の【書類提出・お問い合わせ先】まで返信してください。

○世帯内に住民税均等割課税者がいる場合、申請しても給付金は支給されません。

○支給(口座へのお振込み)は、確認書を提出された方は市が確認書を受理した週からおおむね2週間後の金曜日、申請書を提出された方は市が申請内容を審査するため、市が申請書を受理した日からおおむね1か月後となります。

○返信(申請・提出)期限は、令和7年7月31日(木) 必着です。

お忘れの無いようご注意ください。

書類提出・お問い合わせ先

●野洲市健康福祉部市民生活相談課(物価高騰対策支援給付金担当)

TEL. **077-588-1712** FAX. **077-586-2177**

受付時間 平日 9:00～17:00
(土日祝日除く。)

「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。